二の二　個人番号又は基礎年金番号	［新設］
［三・四　略］	［三・四　同上］
［2　略］	［2　同上］

（受給権者の申出による支給停止の撤回等）

第百三十七条　法第八十一条第二項の規定による申出の撤回をしようとする退職年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］	［一・二　同上］
二の二　個人番号又は基礎年金番号	［新設］
［三・四　略］	［三・四　同上］
［2　略］	［2　同上］

（公務障害年金の決定の請求）

第百三十九条　公務障害年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～十二　略］	［二～十二　同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］

（併給調整事由該当の届出等）

第百四十条　公務障害年金の受給権者は、法第八十条第一項第二号に定める場合に該当することとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］	［一　同上］
一の二　個人番号又は基礎年金番号	［新設］
［二～四　略］	［二～四　同上］

2　法第八十条第二項の規定により公務障害年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

［一　略］	［一　同上］
一の二　個人番号又は基礎年金番号	［新設］
［二～五　略］	［二～五　同上］
［3　略］	［3　同上］

（併給調整事由消滅の届出）

第百四十一条　公務障害年金の受給権者は、公務障害年金に係る併給調整年金の支給を停止すべき事由が消滅したときは、次に掲げる事項を記載した届出書を組合に提出しなければならない。

［一　略］	［一　同上］
一の二　個人番号又は基礎年金番号	［新設］
［二～四　略］	［二～四　同上］
［2　略］	［2　同上］

（受給権者の申出による支給停止に係る届出等）

第百四十二条　法第八十一条第一項に規定する申出をしようとする公務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］	［一・二　同上］